

愛川町教育委員会

平成24年8月27日

愛川町教育委員会 8月定例会会議録

- 1 会議日程 平成24年8月27日（月）
午後2時00分から午後3時08分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）学校・警察連携制度について
（3）教科用図書採択について
（4）教頭候補者選考試験について
日程第4 その他
（1）愛川町教育委員会の点検・評価について
（2）その他
- 4 出席委員 教育委員長 平田明美
教育委員 足立原威
教育委員 岡本弘之
教育長 熊坂直美
- 5 欠席委員 委員長職務代理者 榮利隆一
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 河内健二
教育総務課長 熊坂祐二
生涯学習課長 大八木尚一
スポーツ・文化振興課長 小島義正

教育開発センター指導主事
教育総務課副主幹

佐野 昌 美
井 上 守

◎開会

○（平田委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、8月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（平田委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（平田委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。よって、日程第2、前回会議録の承認につい

ては、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（平田委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、（1）の教育長報告事項について説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（平田委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

（「質疑ありません」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。よって、（1）教育長報告事項については、ご承認願います。

続いて、（2）学校・警察連携制度についての説明をお願いいたします。

○（佐野教育開発センター指導主事） それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

学校警察連携制度の協定締結・運用についてのスケジュールということで、8月10日金曜日に、町の個人情報保護制度運営審議会に諮問をいたしました。第8条と第9条について諮問をいたしました。これは何かと申しますと、個人情報を本人以外から收受すること、そして個人情報を本人以外に提供することに関する審議でございます。

こちらから具体的な連携制度の内容についてご説明申し上げまして、何点か質問をいただきましたが、最終的には異議なく承認をされましたことを、ご報告させていただきます。

今後でございますが、本定例教育委員会でご承認をいただければ、今後、校長会、それから具体的な運用方法について生徒指導担当者あるいは児童・生徒指導部会、そういったところに説明をし、また保護者等へのリーフレットによる説明、そして、11月1日ごろを目安にこの連携制度を運用開始したいと考えております。

参考までに、厚木市のほうがやや先行して、連携制度運用に向けて着々と進んでおります。先週、協定の締結を完了いたしました。そして、運用が10月1日を予定しているということだそうでございます。

この制度の中身につきましては、以前にもちょっとお示しいたしました次のページからの協定書（案）、さらにもう1枚おめくりいただきまして、実施要領（案）にあるとおりでございます。

これをさらに図式化したものが次のページにございますので、この図に基づきまして、再度ご説明をさせていただきたいと思っております。

上のほうに四角で囲みまして、学校と警察との相互連携制度の概要と書いてあるものをご覧いただきたいと思っております。

まず、上のほうですが、警察から学校への情報提供、こういった場合が考えられるかというと、逮捕または身柄通告、犯罪行為を繰り返す事案、あるいは犯罪被害のおそれがある事案などです。

警察は本人及び保護者にこういった情報を提供するよという通知をいたします。警察は、連絡票という紙をもとに、これを手渡しで学校長あてに届けます。この連絡票に記載されますものは、児童・生徒の氏名、生年月日・年齢、住所、学年・組、当該事案の内容、事案に係る措置状況、本人・保護者への連絡状況等になります。

学校は、これを受け取りましたらば、本人・保護者に受け取った旨の通知をいたします。この後、学校が主体となって児童・生徒を積極的に支援し、目標を持った活動、安心して過ごせる環境等を提供していくという形になります。米印に書いてありますとおり、不利益な処分を課さないという重要な留意点がございます。学校は、この受け取った連絡票の写しを教育委員会に手渡しで届けるという形になります。いずれもこの連絡票につきましては、1年間保存を原則といたします。

続きまして、下の段、学校から警察への情報提供です。こういった場合が考えられるかと申しますと、犯罪行為等に関する事案、いじめ、児童虐待、薬物等に関する事案、犯罪被害に遭うおそれのある事案などです。

これも図に沿って説明をいたしますと、学校は連絡票の写しをまず教育委員会に届けまして、個人情報警察に提供していかどうかを協議いたします。教育委員会の承認を得た後、本人・保護者に通知をいたします。通知をした後、学校は連絡票に必要な事項を書きまして、警察にその情報を届ける。受け取った警察は、学校及び周辺の保安活動、児童・生徒本人及

び保護者への支援、非行防止のための指導、立ち直り支援・指導などを少年相談・保護センターと連携して行います。なお、犯罪捜査には利用しないという留意点がございます。警察は、これを受け取りましたら、本人・保護者に受け取った旨の通知をするという形になっております。

この今申しました連絡票のひな形となりますものは、裏面にあります児童・生徒の健全育成を推進する連絡票というものになっております。

以上が説明でございますが、ご協議いただき、ご承認いただいた後、今後、先ほどのスケジュールに沿って手続を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○（平田委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。（２）学校・警察連携制度について、お聞きしたいことなどがありましたら、お願いいたします。

○（熊坂教育長） １つ、清川村の状況がわかりましたらお願いします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 清川村はさらに早く、7月の時点で個人情報保護制度審議会にかけまして、こちらでもやはり承認をされました。今後のスケジュールにつきましてはまだはっきりと定まっておはりませんが、ほぼ愛川町と同じようなペースで進んでいく予定だというふうに伺っております。

したがって、この厚木警察署管内の厚木市、愛川町、清川村、いずれも年内には運用が開始できるのではないかと見通しを持っております。

以上です。

○（平田委員長） 委員さんのほう、どうでしょうか。

足立原委員、お願いいたします。

○（足立原委員） 内容についてはわかっているんですけども、従来から学警連という制度があったわけですけども、そこには当然、警察署の方あるいは警察署の少年相談の係、そういう方も参加してやっていたわけですけども、現在もこういう形がとられるようになってからも、そういう生徒指導担当者との学警連という組織はそのまま残るのでしょうか。

○（佐野教育開発センター指導主事） 継続してまいります。やはり学警連というのは非常に有効な組織でございまして、大きな成果を得ています。

今回、この相互連携制度を結ぶ大きな点は、今までも学校が例えば警察に相談に行きまして、あるA君という子がこういうことを起こしちゃって、こういう問題を起こしているんだけどどうしたらいいかなと、警察は、こうしたほうがいいんじゃないかというふうない

ろいろアドバイスをいただけます。しかし、具体的に、A君を警察に連れていっているいろいろな指導をいただくときに、A君あるいは保護者の同意を得ないとなかなかその連携が難しかったのですけれども、今後は、同意を得なくても、警察の指導を受けてやっていくよということを本人・保護者に伝えればその制度が運用されて実施できますので、今まで以上によりスムーズに、指導ができるようになるのではないかと考えております。

以上です。

○（平田委員長） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

○（岡本委員） 今、足立原委員が言った関係ですけれども、従来あったそういう連絡会というものだけでは十分に対応できなかったから、こういうことになったということですか。それとも、今回、全国的にいじめ事件が起きているので、国のほうでそれに対して非常宣言出して、それに基づいて立てた連携制度のほうでこうやりましたよということだけなんですか。

○（佐野教育開発センター指導主事） 平成14年度に、文部科学省それから警察庁のほうから通知が出ております。今後、健全な生徒指導を進めていくために、より学校と警察が連携をしてやっていくよということに通知がございました。その後、各県がいろいろ動いていきまして、そういった制度を構築していったんですけれども、個人情報保護条例というものがあって、その兼ね合いの中でなかなか進んでいなかったというのがあります。

ですから、いじめのことが契機というのではなくて、14年度から徐々に進んでおりまして、町といたしましても、18年度ごろからだんだんそういったお話が出まして、特にこの二、三年、平成22年度あたりから、より具体的に進めようということに動いております。

今、実際、県内も17市町村、各団体が制度の締結を終えまして、おそらくあと二、三年で神奈川県内のすべての市町村もそういった締結に向けて進み、運用が開始されるというふう聞いております。

○（平田委員長） 岡本委員、よろしいですか。

○（岡本委員） この連絡票というのが具体的にございますよね。これはもちろん、その前までに決まったことに基づいてやっていると思うんですけれども、前のほうを見ると、ちゃんと保護者が、警察と学校の両方のやりとりの間に入って、保護者もちゃんと確認をしてということになっているんですね、この表現、この文章全部が。その連絡票の肝心のところに保護者の印も何もないですね、学校と警察だけなんですね。

○（佐野教育開発センター指導主事） 保護者にこういった情報を警察に提供するよ、あるい

は警察からいただきましたという連絡はいたしますけれども、同意は必要はないという制度になってございます。

- （岡本委員）　というのは、これだけ警察に連絡とると、保護者のほうからすると、もう警察にお願いしたんだからと、そういうことになると思うんですよ。そのときに、親御さんの、最後のこれ連絡票等に保護者の印がないということは、口頭で承知しましたよということで済めばいいですよ。今、何事もすぐ裁判になったりそういうときに、これじゃだめだとかあるわけで、その辺は、こここのところに保護者の、今入れる必要ないというふうに説明がありましたけれども、ちょっと私わからないんですよ、どういう根拠からか。この文面を見ると、全部保護者入っているんですよ。最後、出す連絡票のときだけ保護者がいない。

それでもいい、まあ大丈夫ですよというふうに現場のほうであれならそれでいいですけども、こういう時代ですから、何でもこんなとき、裁判になったときには、いろんな文書がいろんな角度から言われるわけですよ。特に弁護士なんかはちゃんとそういうのをいろんな角度から突いてくるんであって、せっかくこれだけ大がかりに学校と警察署というのが連絡とり合ってやると、これは大変なことですからね、従来なかったことですから、これは。学校にこういう形で公権力がずかずか入ってくるということを、今回、認めるわけですから。そういう中であって、その辺をよほど慎重にやっておかないと、僕はちょっと心配ですね。

- （佐野教育開発センター指導主事）　その辺も、私どもも、いろいろ先行実施をされている他市町村の情報を集めました。既に横浜市では、もう数百件のやはりこういったやりとりをしております。

やはり一番大きいところは、保護者もさま変わりしております、保護者の協力を得られない中で生徒指導が必要だというケースが非常に多くなっております。また、保護者が不在という場合もございます。そういった中で、一応、保護者本人に伝えるということでこの制度を運用していくということであって、同意をしてという形ではないということで、どこの市町村も運用しているという実態でございます。

- （岡本委員）　今の説明だとね、保護者の理解が得られなくても出すということですね。
- （佐野教育開発センター指導主事）　はい。
- （岡本委員）　この文章は違いますよ。保護者とちゃんと連絡をとって、確認の上、手続を進めると書いてあるんですよ、これ。それは無視しちゃうの。
- （佐野教育開発センター指導主事）　情報を提供するよということでお伝えはいたしますが、同意は必ずしも必要ないという形になっております。

○（熊坂教育長） 今、岡本委員おっしゃった心配は全くゼロということは言い切れませんが、運用していく中で本当に慎重に、このケースは吟味をして、どうしても警察と連携が必要だと、そういうものに限って適用していくというように我々も心してかかっていたらいけないというふうに思っております。

確かに、今までの去年の事案を見ましても、保護者がなかなか動いてくれない、こういうケースというのは全くゼロではありません。その場合には、学校も指導の手だてを考える上において苦勞をしているというケースもございますので、慎重にこの件は対応をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○（平田委員長） 岡本委員、よろしいですか。

ほかに、その件についてはございませんですか。よろしいですか。

○（足立原委員） 学校から警察への情報提供の場合は、一応、学校は教育委員会に事前に提供する前に諮るわけですね。そうですね。それで、指導を仰いで、それに基づいて警察へ連絡をとるという内容ですね。

○（岡本委員） それでいいんですか。時間的なあれが、そんな会を開いてからだ時間的なこういうの問題があるんでしょう。そういうのを形式どおり、教育委員会で協議をしてなんてやっている時間があるんですか。それ出すということはかなり非常事態でしょう。

○（熊坂教育長） 確かに、時間的な問題でどうしても急ぎの場合には、持ち回りとかの形で処理をさせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように、慎重に対応ということをする場合には、少し判断には時間をかけたいと、それで、なおかつ、この件はどうしても必要という場合にはやっていくと、そのくらい慎重にこの件は対応をしていきたいと。余りいいかげんにやりますと、これは親御さんの不信感も、何でもかんでも警察へ知らせるといったことではないかと思っておりますので、対応については、これを使うかどうかというのは慎重に吟味をしてかかりたいと、そういうふうに思います。

○（岡本委員） わかりました。

○（平田委員長） よろしいですか。

○（足立原委員） 従来、口頭での連携制度はあったわけですね。それが文書として残っていくということになるわけですね。割合に警察署というのは事務的には荒っぽいんですよ。言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そういうところなんです、大勢の方がいろいろやっていますから。そういうところで、慎重さが欠けるような面も多々あると思うんですが、考えられるんです、私は。

そんなふうに考えますので、相手のほうと学校の生徒指導担当と情報をよく話し合いを持って、提供し合わなければならないのではないかなと、こんなふうに思います。

○（岡本委員） 私もそう思うんですよ。警察というのは、そういった犯罪等を起こした子を捕まえる機関ですから。教育して再生するという機関ではないですから、警察の仕事は。捕まえることが第一ですから、そういう観点で警察は絶対動きますから。ところが、教育界というのは割とそうじゃなくて、指導という観点でいますから、その辺の違いはかなり大きいんですよ、現場の。そういったことをちゃんと踏まえないと非常に怖いことになりかねないということもあり得るわけですよ。

○（熊坂教育長） 先ほど佐野のほうで説明いたしました図式のところで、やはり書いてある中の一番重い言葉は、警察から学校へ来る場合の情報としての不利益処分を課さないというところ、それから、学校から警察へ行った場合の犯罪捜査には利用しないと、この辺をしっかりと確に押さえながら対応していかないと、今ご心配のあったようなことにつながりかねませんので、この辺のところはしっかりと押さえながら、我々のほうも対応していきたいと考えます。

○（平田委員長） 今、教育長がおっしゃったお言葉をいただきましたので、そのような運びでお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） では、ご異議ないものと認めて、よって（２）の学校・警察連携制度については、説明のとおりでご承認願いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか、なかなか深い内容なので。よろしいですか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） では、続いて、（３）の教科用図書採択についての説明をお願いいたします。

佐野指導主事、お願いします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 資料３をご覧いただきたいと思います。報告のみという形になります。

7月の定例教育委員会でご審議いただきました平成25年度使用教科用図書の採択につきまして、資料３にありますとおり、各学校のほうに通知をいたしました。

今、需要数報告を各学校から町教育委員会のほうに上げてもらい、町から県教育委員会の

ほうに報告を今上げているところでございます。

以上、報告でございます。

○（平田委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。（3）教科用図書採択について、お聞きしたいところなどがありましたら、お願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） 異議ございませんですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。よって、（3）教科用図書採択については、説明のとおりご承認願います。

続いて、（4）の教頭候補者選考試験についての説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

○（熊坂教育長） 資料4をご覧いただきたいと思います。以前にこの制度についてはご説明を申し上げましたが、ここで、応募者の状況がまとまりましたので、ご報告を口頭でさせていただきます。

本町からは小学校の教員が3名、それから中学校の教員が3名、合わせて6名が応募をいたしました。いずれも総括教諭ということで、学校のほうから、校長先生から状況を聞き、私のほうも知っている範囲の情報をいろいろ収集をしているわけでございますが、6人ともそれなりの資格はあるかというふうに思います。

公募制ですので、自分が応募すれば試験を受けられるわけでございますが、第一次の選考があした実はございます。そこで、受験者は作文を書くというようなことがございます。その後、選考が進められ、9月の下旬に第一次合格発表があり、本人まで通知がされる。その後、10月10日あるいは17日に第二次選考が行われ、11月末には合格者の発表があるというような状況でございます。

なお、厚木市でも、二十数名、それから清川村でも4名でしょうか、そのくらいの数の応募者があるということはお聞きをしております。

なお、この県央事務所管内の座間、綾瀬、海老名、大和の状況については把握してござい

ません。向こうもそれなりの応募者はあるのではないかと考えておりますが、最初のスタートにいたしましては、まあまあ数的には順当な応募の数であったかなと。このくらいの数で推移をしていけば、この制度もうまく運用ができるのかと考えておりますので、先のことはちょっと見通しが見えない状況でございますが、現状のご報告をいたしました。よろしくお願いいたします。

○（平田委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。（４）教頭候補者選考試験について、何かお聞きしたいことがあれば、よろしくお願いいたします。

○（平田委員長） お願いします。

○（岡本委員） 男子と女子の割合というのはどのくらいなんですか。

○（熊坂教育長） 小学校では、男子が２名、女子が１名、中学はいずれも男子の先生方です。

○（平田委員長） 何かございますか。よろしいですか。

私から１つ、ちょっとお聞きしたいことがございますけれども、この最初のところにもうたわれていますけれども、本当にいじめのいろんな問題がある中での教頭公募の内容なので、人格的なこと、その選考される、そういうものをしっかりと見ていただきながらやっていただきたいというのは大きな望みなんですけれども、このようなところでは、まず書類審査もろもろ、その本人、その辺はどのようなあれでしょうか。言っている部分とあれがあるとは思いますが。

○（熊坂教育長） 応募制ですので、その辺のところは校長先生方からも、日ごろのその先生の勤務ぶり等はお聞きをし、私どももそれなりの評価をして提出をしてございます。

ですから、人によって違いは当然出てくるわけですが、ただ、私たちの目から見まして、ひどく大変だという状況ではないかなと考えております。あとは、本人がその選考試験でどういう評価をされるかは、県のほうでやりますので、それによって合格する人とそうでない方も出るかというふうに思っております。

○（平田委員長） 子どものため、そして本当に教育のためにいい方を、いい人材を出していただきたいという思いがしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

いいですか。ございませんですか。

○（足立原委員） 管理人職への登用ということについて、こういうふうな形で教頭試験の選考という形になってきているわけですがけれども、全体的に見て、ある程度の年齢に来ると、どちらかというと勸奨退職に回っていく、管理職への登用については余り考えてないという

職員が非常に多くなってきているわけですね。そういう中で、学校の職員の意識というか、そういうものが何か低くなっているんじゃないかなと、挑戦していくような気合いが少し欠けているんじゃないかなと、そういうのが教職者としてのメンタル面で、少し何かだらしがないんじゃないかなというようなところを感じていますが、教育長はいかがでしょう。

- （熊坂教育長） 正直に、もっと多いか少ないかというのは、逆に少ないほうを若干心配をしたわけでございます。

町村の教育長会でもいろんな話し合いをする機会がありまして、中には、どうだろうということを経験さんがかたりかけても、逆にこういう制度ができて、受けなくて済むということはほっとしましたという声が返ってきたなんていうことも聞いたりもいたします。

ただ、本町では、校長先生のほうから、こういった制度があるけどどうだろうといったときに、自分から今回の場合はやってみようということで手が挙がってございますが、将来的なことを考えると、果たしてこういう状況でうまく続くかどうかはわかりませんので、校長先生たちにも先生方のモチベーションを上げるような指導をこれからもお願いをしていかなるを得ないかなと思ってございます。

- （足立原委員） わかりました。

- （平田委員長） ほかにございませんか。

岡本委員、よろしいですか。いいですか。

（「はい」の声あり）

- （平田委員長） では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。よって、（４）教頭候補者選考試験については、説明のとおりご承認願います。

◎日程第４

- （平田委員長） 次に、日程第４、その他の（１）愛川町教育委員会の点検・評価についての説明をお願いいたします。

- （熊坂教育総務課長） それでは、日程の第４番目、その他の（１）ということで、愛川町教育委員会の点検・評価について、これからご説明を申し上げます。

資料をご覧いただきたいと思います。

教育委員会の点検・評価については、その目的等につきましては、前回の定例教育委員会でご説明を申し上げたところでございます。

また、点検・評価の結果報告ということで、まとめていく報告書のスタイルですね、形については前回お示しを申し上げまして、またご説明を申し上げたところでございます。

本日、資料としては、前回の会議で使用したものと一緒ものがつけてございます。そこで、今回は、教育委員の皆さんから、教育委員会の事務事業につきましていろいろご意見をいただきまして、それを教育委員会の評価ということで、この結果報告書のほうに載せていきたいと考えてございます。

資料5の、まず12ページからは、学校教育の推進ということで、学校教育関係の事業が載せてあるわけなのですが、その評価といたしましては、21ページに教育委員の評価という欄を設けまして、この学校教育の推進という中に入っているさまざまな事業、事務事業について、教育委員さんのご意見を伺いまして、それを教育委員の評価ということでこちらのほうにまとめて載せていきたいと思っております。

その次に、学識経験者等の評価ということで、21ページの下のほうにやはり同じような欄があると思うんですが、これについては、点検・評価委員というのを別に外部の方をお願いをいたしまして、4名の方をお願いをしまして、やはり同じように教育委員会の事務事業につきまして点検・評価を行っていただいて、その評価をこの欄のほうにまとめて載せていくという形になってございます。

同じように、次の生涯学習の推進、22ページですね。それと、3番目の26ページ、家庭教育の推進・青少年の育成の推進、そして30ページは、スポーツ・レクリエーションの推進、4番目ですね。それと、33ページが文化の振興、これが5番目になります。こういった形で各大きい項目ごとに載せてある事務事業について、それぞれの項目で評価をいただくということで考えてございます。

本日ににつきましては、委員の皆さんから、それぞれの部門別の事務事業につきましていろいろご意見をいただきまして、今日出切らない場合は、また後日、教育委員会にご意見をお届けいただきまして、それをまとめてこの教育委員の評価ということで載せていきたいと考えてございます。

そういうことで、本日は、その大きい項目ごとの事務事業について、何かご意見がございましたらご発言いただきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

なお、外部委員による点検・評価委員会、第1回目を今週の8月31日金曜日に午前9時半

から予定をしております。そこで、また同じように教育委員会の事務事業について、23年度の事務事業についてご説明を申し上げまして、また外部の委員さんからもご意見を、評価をいただくというような予定になってございます。

説明は以上です。

○（平田委員長） 説明ありがとうございました。

それでは、これから愛川町教育委員会の点検・評価として、各委員から平成23年度事業の取り組み状況等についてのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○（熊坂教育総務課長） ご質問もあわせてありましたら、お願いたします。

○（平田委員長） どうですか。

○（足立原委員） 教育委員の評価というものはあるんですが、これは教育委員がコメントをするんですが、この各項目が、例えば22年度に比べて23年度は新しい事業であるとか、このところはこう変えたんだというものがはっきりすると、それに対するコメントが割合にしやすい。ただ、この金額的なものはここに載っているんですけども、それだけだと、何かちょっとわかりづらいように思うんですよ。

ですから、この成人式、例えば家庭教育の推進・青少年の育成の成人式開催事業、これは毎年やっているわけですね。だけど、こういうのはずっと毎年やっているわけですね。特に、この部分では新しい事業、こういうことをやったんだというものを載せるようにして、そのほうが、今までの従来のものをそのまま載せるという形よりも何かわかりいいんじゃないかなと、コメントしやすいというか、一般の方が見ても、成人式、放課後児童クラブ事業、これは毎年やっているわけですけども、いわゆるほかの事業、クラブ事業ではこういうところを改善したんだと、それが評価・点検だと思うんですね。そういうものがはっきり出てくるといいかなと思うんですけども、そんなところはいかがでしょうか、難しいと思うんですけども。

○（岡本委員） 我々がわかるのは、予算のときに新規事業として、今年度はこういうのを立ち上げましたということで、ああ、これは前年度になかった新しい事業だなというのは予算のときにわかりますけれども、そのときに、どういう目的で、過去がこうだった、そういうところも、ただ予算だけでなく、あればという意味だと思うんですよ、今、足立原委員が言われたのはね。その辺のところは確かにあれば、はっきりしますよね。

○（平田委員長） 教育長、お願いたします。

○（熊坂教育長） この形で始めるのが今回が最初ということで、いろいろ事務局でも論議をいたしまして、初めは確かに幾つかに絞ろうかという話もいたしました。ただ、1回目でございますので、これが公表されて町民にも知れますので、1回目はとにかく必要な事業は全部結果を載せようと。2回目あたりからその辺のところの、今お話がありましたような評価を中心に据えてやっていこうと、そんなような気持ちでございます。

一般の人はこれを見られても、ああ、こんなことをやっているのかというのが初めての方もあるかと思います。そんな意味を込めまして、1回目はそうさせていただけたらと思っております。

ですから、教育委員さん方の評価につきましても、特にこれはこうだったというコメントをぜひ載せたいというふうに絞っていただいて、書いていただいても結構かと思えます。特に成人式なんかはいろいろ課題がありましたので、それについては率直にそのようなことで評価を書いていただいて結構ですので、お願いをしたいと思います。

事務局としては、そんな思いでございますので。

○（平田委員長） 私のほうから、教育委員のほうのは先ほどからお二人の委員さんがおっしゃったような内容に同感なんですけれども、学識経験者の方たちも受けとめ方がなかなか大変だなあと思うんですね、これ見て、ぼっといきなり言われてやり出して。

ですから、その4名の方たちというのは、すべてわかっておいでになる方たちじゃないです。その辺はどうなんですか。初めてのことで、確かにそれは大変だと思うんです。

○（河内教育次長） そうですね、その点は私どもも、これが本日、一応原案ということで、外部の学識経験等のある方に提示をしまして説明するんですけれども、その辺の説明は丁寧に行い、内容等をよくわかるようにということで、また若干ながら、つけ加え等をしたり、この内容を単純に読むだけではなくして、またその内容等についてもよく説明をするようなことで、丁寧にやってみたいなということでは思っております。

それから、あと、新規あるいは見直し等がされたものとか、また拡大的なものの中にはありますので、そういった内容等についてもよくその辺は的確にとらえて、それでまた皆様方の、教育委員さんからの点検・評価のコメントについても、その辺はよく私ども事務局レベルでもつくってみるような方法もちょっとしてみたいなということを思っております。

既に23年度については決算審査もう終わっておりますので、そういった中での、また私どもの事務局側としても点検もちょっとしまして、その上でまとめ等を、案ということでつくってみるような方法も考えておりますので、そのようなことでご理解いただければな

ということを思っております。

以上です。

○（平田委員長） いかがですか。

○（足立原委員） 総額が22年度と23年度、載っているんですけども、人数が減少、生徒数の人数が減少すれば、当然1人当たり100円といえ、援助する場合にも削減ということで、変わってくるわけですね、生徒数が減ればね。そういうのがわかるわけですけども、この総額なんていうことは入れないで、例えば特別支援教育就学奨励事業、これ減っているんですよ、内容がね、金額的には減っているんですよ。何で減ったんだろうと思うんですよ。だから、こういうものはあんまり載せないで、内容を問うところにすれば、カリキュラム、そういうものに支援してもらおうというようなものを入れたほうが僕はいいかかと、こんなふうに思うんですよ。

例えば、高等学校就学助成事業、1人幾らと、こうなっていますが、これはわかるんですよ。ここまででいいんじゃないかなと。そうすれば、総額でこんなに使っているのかというのものもあるんですけども、何か、ただ金額だけで比較するようなことも出てくるのかなと思うんでね。

○（平田委員長） それでは、ここで少し休憩をいたします。

（休憩）

○（平田委員長） では、今の件に関しまして、次長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○（河内教育次長） それでは、改めまして、確認ということで申し上げたいと思います。

平成24年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況及び評価の結果報告等については、若干、資料の訂正等もございまして、差しかえをさせていただくということでお願いをしたいと思います。

この内容等につきましては、各事業の紹介をしていると同時に、各事務局レベルでも課題及び今後の方向性等をということでお示しをさせていただいております。それを見ていただく中で、教育委員さんのほうからのコメント等を、評価ということでしていただきたいと思っております。その資料等につきましては、教育委員さんからの意見ということで要旨を簡単に作りまして、それに意見を添えていただきましてご提出をいただくようなことで、ご依頼を

させていただきますので、次回の会議が9月24日ということになっておりますけれども、9月中旬ごろまでに各委員さんからご提出をいただきまして、それで、実際その内容等を皆さんからいただいた意見等を取りまとめまして、24日に提示をさせていただくということにいたしたいと思います。また、その点については、依頼文ということで、改めてお届けしたいと思いますので、それを見ていただきまして、お願いをしたいと思います。本日については変更しまして、お願いをいたしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

- （平田委員長） ありがとうございます。今、次長のほうから説明がございましたので、来月来ると思います。

ほかにご意見がないようでしたら、これでよろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） よろしいですか。では、ございませんね。

では、事務局のほうからいかがですか。

（「ないです」との声あり）

- （平田委員長） それでは、以上で8月定例会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。よって、8月定例会を閉会いたします。

長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成24年 9月24日

教育委員長

平田 明美

職務代理者

榮利 隆一

教育委員

足立原 威

教育委員

岡本 弘之

教育長

熊坂 直美

調整職員

井上 守